**大阪府在日外国人施策に関する指針**

参考資料

１在日外国人の人権をめぐる国内外の動向

世界人権宣言のもと国際人権規約等の多くの人権規約が制定された

国連におけるエスディージーズの採択、国内におけるエスディージーズ実施指針の策定により、地方自治体の役割・取組みの重要性について明記された

（１）国における動き

地域における多文化共生推進プランの策定・改訂

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行等

（２）府における動き

大阪府人権尊重の社会づくり条例の改正

大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例の施行等

２大阪で暮らす在日外国人の状況

（１）平成14年2002年の在日外国人数

140の国籍地域、210,897人

2002年国籍・地域別人数

・韓国・朝鮮152,768人、72.4パーセント

・中国33,375人、15.8パーセント

・ブラジル4,946人、2.3パーセント

・フィリピン4,367人、2.1パーセント

2002年在留資格別人数

・特別永住者130,888人、62.1パーセント

・永住者21,985人、10.4パーセント

・日本人の配偶者13,025人、6.2パーセント

・定住者11,794人、5.6パーセント

（２）令和４年2022年の在日外国人数

170の国籍地域、262,681人

2022年国籍・地域別人数

・韓国・朝鮮90,141人、38.6パーセント

・中国66,715人、26.1パーセント

・ベトナム45,344人、16.2パーセント

・フィリピン9,944人、3.8パーセント

2022年在留資格別人数

・特別永住者74,706人、30.8パーセント

・永住者57,379人、22.8パーセント

・留学28,666人、8.9パーセント

・技術・人文・国際25,466人、9.7パーセント

（３）外国人労働者数

平成20年2008年24,065人

令和４年2022年124,570人2008年の約５倍

３指針改正の考え方

外国人数の増加や多国籍化など在日外国人を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、ヘイトスピーチの解消や多言語によるコミュニケーション支援などの今日的課題への対応が求められる。

これまでの基本的な理念を踏まえつつ、現在の在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、今後の府としての在日外国人施策の方向性を示す。

４目標

すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現

５視点

人権尊重の社会づくり、個々の文化を保持しながら共生できる社会づくり、地域社会の住民として安心して暮らせる社会づくり

６在日外国人施策の基本的方向等

在日外国人を取り巻く状況の変化や今日的課題を踏まえ、人権尊重意識の高揚や日常生活の様々な場面における多言語による情報提供、相談体制の充実を図る。

基本的方向１人権尊重意識の高揚と啓発の充実

施策の方向

１の１府民啓発の充実・相互理解の促進このうち新規項目ヘイトスピーチ解消推進条例の周知・啓発

１の２新たな在留管理制度に対する国への要望

基本的方向２生活情報の提供と相談機能の充実

施策の方向

２の１生活情報提供の充実このうち新規項目ＩＣＴの活用による多言語情報提供

２の２相談機能の充実

２の３案内標識の整備

２の４日本語学習機会の情報提供等

基本的方向３安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実

施策の方向

３の１健康に暮らすための体制の充実

３の２新規項目感染症流行時における対応

３の３福祉サービスの利用促進

３の４法制度の改善等の国への要望

基本的方向４安全を守る災害支援体制の充実

施策の方向

４の１新規項目情報発信等による支援

４の２新規項目効果的な情報伝達体制の整備

４の３新規項目避難所における支援

基本的方向５安心して生活できる住宅・就労支援の充実

施策の方向

５の１住宅入居にかかわる啓発等の充実このうち新規項目多言語による情報提供

５の２就労にかかわる啓発等の充実

基本的方向６国際理解教育・在日外国人教育の充実

施策の方向

６の１コミュニケーション能力の育成と国際理解教育の充実

６の２交流機会の拡充

６の３在日外国人教育の充実このうち新規項目多言語による情報提供個別相談と外国籍の子どもたちへの就学支援

基本的方向７地域・府政への参画促進

施策の方向

７の１新規項目地域社会への参画支援

７の２新規項目と留学生の就職促進

７の３府政への参画促進、

７推進体制

（１）庁内推進体制の充実

（２）市町村・ＮＰＯ・事業者等との連携

（３）国への働きかけ

８大阪府在日外国人施策に関する指針は平成14年2002年12月策定、令和５年2023年３月改正